

ダリア

税理士法人 越智会計事務所

越智会計ニュース

編集発行人
代表社員・税理士
越智通秀

松山本社　〒790-0003
松山市三番町4－8－5
（第7越智会計ビル）
TEL 089（946）2000㈹
今治支店　〒794-0043
今治市南宝来町1－4－13
（第8越智会計ビル）
TEL 0898（32）2243㈹
東京支店　〒151-0051
東京都渋谷区千駄ヶ谷1-21-6
TEL 03（3470）0493㈹

10月（神無月）OCTOBER

12日・スポーツの日

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

ワンポイント ビール系飲料の「酒税」統一

ビール系飲料の酒税は、酒類間の税負担の公平性を回復することなどを目的に段階的に見直されてきましたが、今年10月から最終段階として税率が一律54.25円（350ml缶換算）に一本化されます。ビールは約9円の減税となる一方、発泡酒（麦芽比率25％未満）と新ジャンルは約7円の増税となります。

10月の税務と労務

国　税／9月分源泉所得税の納付　10月13日
国　税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知　10月15日
国　税／8月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）　11月2日
国　税／2月決算法人の中間申告　11月2日
国　税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合）　11月2日
地方税／個人住民税第3期分の納付　市区町村の条例で定める日
労　務／労働者死傷病報告（7月～9月分）　11月2日
労　務／労災の年金受給者の定期報告（7月～12月生まれ）　11月2日
労　務／労働保険料第2期分の納付　11月2日
（労働保険事務組合委託の場合は11月16日）

青色申告特別控除
適用要件の厳格化と控除額の拡大

個人事業者が青色申告により所得金額を計算する際は、事業規模や帳簿の記帳状況に応じて「65万円・55万円・10万円」のいずれかを所得金額から差し引く青色申告特別控除を適用することができます。

令和9年分以後に適用する青色申告特別控除について、その要件や控除額が改正されましたので、ポイントをみていきます。

1 青色申告特別控除とは？

所得税法は、納税者が自ら税法に従って所得金額と税額を正しく計算し、納税するという申告納税制度を採用しています。

この計算に当たり、一定水準の記帳をし、その記帳に基づいて正しい申告をする納税者は、所得金額の計算などで有利な取扱いが受けられる制度があります。これが「青色申告制度」であり、「青色申告特別控除」はその代表的な特典の一つです。

青色申告をすることができるのは、不動産所得・事業所得・山林所得のある方です。

なお、青色申告の記帳は、年末に貸借対照表と損益計算書を作成することができるような正規の簿記によることが原則ですが、現金出納帳や売掛帳、買掛帳、経費帳などを備え付けて簡易な記帳をすること（簡易簿記）でもよいとされています。

2 令和8年分までの控除額

令和8年分までの所得税についての適用要件と控除額は、次のとおりです。

(1) 65万円控除

基本的な適用要件として、不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営んでいる納税者が、これらの所得に係る取引について正規の簿記の原則（一般的には複式簿記）による記帳を行い、貸借対照表と損益計算書を添付して期限内に確定申告をしていることが必要です。

これらに加えて、次の①②のいずれかの要件を満たしている場合に、65万円控除を適用することが可能です。

① e－Taxを利用して電子申告していること

② 電子帳簿保存法に基づき、訂正削除履歴の記録など一定の条件を満たす電子帳簿（以下「優良な電子帳簿」）により電磁的記録の保存等を行っていること

(2) 55万円控除

(1)の納税者が、複式簿記による記帳は行っているが、①②の要件を満たさず書面で期限内申告している場合は、55万円控除が適用になります。

(3) 10万円控除

(1)と(2)に該当しない青色申告者（簡易簿記による記帳を行っている場合及び山林所得）は、10万円控除が適用になります。

3 令和9年分以後の控除額

令和9年分以後の所得税については、控除の適用要件を見直した上で、控除額が「75万円・65万円・10万円」の3種類となります。【表1参照】

(1) 75万円控除（新設）

前記2(1)の納税者（改正前の65万円控除適用者）がe－Taxで期限内申告をすることに加えて、次の①②のいずれかの要件を満たしている場合、控除額は75万円となります。

① 優良な電子帳簿による保存等を行っていること

② 請求書等のデジタルデータを自動で保存し、帳簿に自動連携する機能を有するソフトを利用していること

(2) 65万円控除

2(2)の納税者（改正前の55万円控除適用者）がe－Taxで期限内申告をする場合、控除額

は65万円となります。

(3) 10万円控除

2(2)の納税者（改正前の55万円控除適用者）が、書面で確定申告をする場合、控除額は10万円となります。

また、簡易簿記で記帳している納税者については、前々年分の事業所得または不動産所得の収入金額が1千万円超の納税者を除き、改正前と同様10万円控除を適用することができます（詳細は後述の4を参照）。

表1　令和9年分以後の控除額

条　件	控除額
複式簿記＋電子申告＋①・②のいずれか	75万円
①優良な電子帳簿（訂正削除履歴）	
②請求書データ等との自動連携	
複式簿記＋電子申告	65万円
複式簿記（書面申告）	10万円
簡易簿記【対象を限定】	

国税庁資料より

4　留意事項

この改正の中で特に注意を要するのが、10万円控除の適用です。令和9年分から、その年において不動産所得または事業所得を生ずべき事業を営む納税者で、これらの所得について簡易簿記による記帳を行っている方のうち、その年の前々年分の不動産所得または事業所得に係る収入金額が1千万円を超える方は、表2のとおり、10万円の青色申告特別控除が適用できなくなります。◆◆◆【表2参照】

会計ソフトの普及に伴い記帳水準が向上することは、適正な申告・納税で税務リスクを下げるだけでなく、経営状態を可視化し、経営の対応力向上にも資するものです。デジタル化時代にふさわしい記帳を行っていく必要があります。

【参考資料】
国税庁
パンフレット
「10万円控除
要件が
変わります！」

表2　令和9年分以後の10万円控除要件

収入金額（不動産所得・事業所得）	改正前	改正後	
2年前	【簡易簿記】	【簡易簿記】	【複式簿記＋e-Tax】
1,000万円超	10万円	0円（控除対象外）	65万円または75万円
1,000万円以下	10万円	10万円	

【不動産所得】
不動産の貸付けが「事業的規模」で、前々年の収入金額が1,000万円超の場合、10万円控除を適用することはできません。事業的規模かどうかは社会通念に照らして実質的に判断しますが、建物の貸付けについては、貸間・アパート等は貸与できる室数がおおむね10室以上、独立家屋の貸付けはおおむね5棟以上であれば事業的規模と判断されます。

一方、不動産の貸付けが事業的規模に達していない「業務的規模」の場合、改正前と同様に最大10万円の控除を適用することができます。ただし、業務的規模の方は、複式簿記に移行したとしても、控除額は最大10万円となります。

【事業所得】
前々年の収入金額が1,000万円超の場合には、10万円控除を適用することはできません。

【事業的規模の不動産所得・事業所得】
「複式簿記＋e-Tax」に加えて、「優良な電子帳簿」または「請求書データ等との自動連携」の要件を満たす場合、75万円を控除することができます。

【山林所得】
改正前と同様、10万円控除を適用することができます。

税金クイズ

年金にはいろいろな種類がありますが、次のうち所得税がかからないものはどれでしょうか？

① 国民年金
② 厚生年金
③ 遺族年金

【解説】

国民年金や厚生年金は「公的年金等」と呼ばれ、雑所得になります。この雑所得の金額は、収入金額から「公的年金等控除額」を差し引いて計算します。例えば、原則として、65歳未満の方は、収入金額が60万円までは雑所得の金額は0円、60万円超130万円未満は60万円が控除額です。65歳以上の方は、収入金額が110万円までは雑所得の金額は0円、110万円超330万円未満は110万円が控除額となります。

一定の金額を超える年金を受け取るときは、所得税等が源泉徴収されますが、年末調整が行われないため、確定申告で1年間の税金を精算します。一定の金額とは、65歳未満の場合は155万円、65歳以上の場合は205万円です。収入金額が400万円以下かつ年金以外の所得が20万円以下の場合、確定申告しないことも選択できます。

国民年金や厚生年金等の被保険者であった人が亡くなったときは、遺族の方に遺族年金が支給されます。これは、遺族に対する生活補償的な性格を持っていることから非課税となります。なお、扶養親族や控除対象配偶者に該当するか否かを判定する場合の合計所得金額には、所得税法やその他の法令の規定により非課税とされる所得の金額は含まれません。したがって、遺族年金を支給されている方が他に所得はなく、その方と生計を一にする子供がいれば、その子供の扶養親族となることができます。

正解は、③遺族年金でした。

（出典：国税庁ホームページ）

給与の一部が未払の場合の源泉徴収

本来は毎月支払っている給与ですが、今月は資金繰りの都合で未払となりました。役員や従業員に毎月支払われる給与が、定められた支給日に支払われずに未払となった場合、源泉徴収は給与を実際に支払う際に行いますので、原則として、支払われるまでは源泉徴収は行われないこととなります。

ただし、役員に対する賞与は、支払の確定した日から1年を経過した日までに支払がされない場合には、1年を経過した日において支払があったものとみなされ源泉徴収を行います。

給与の一部を支払い、残額が未払となる場合には、支払うべき給与に係る所得税等に、支払うべき給与の金額を分母、一部支払った給与の金額を分子とした割合を掛けて算出したものが源泉徴収する税額となります。

KEY WORD 遺産の換価分割のための相続登記と贈与税

遺産分割の協議により換価分割（相続財産を売却して現金で分配）をすることになりました。換価の都合上、共同相続人のうちの1人の名義に相続登記をした上で換価し、その後に換価代金を分配します。この場合、共同相続人のうちの1人の名義で相続登記をしたことが、単に換価のための便宜のものであり、その代金が、分割協議の内容に従って実際に分配されるときは、贈与税の課税は問題にはなりません。

ただし、遺産分割協議書に換価分割の記載がないまま単独相続登記を行うと、その時点で特定の相続人が「全て取得した」とされ、その後に売却代金を他の相続人に分配すると、「相続」ではなく「贈与」と解釈される恐れがあります。相続時の遺産分割協議書に必ず「不動産を売却し、売却代金を相続人間で分配する」という換価分割の文言を明記しておくことが重要です。